特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
10	後期高齢者医療保険に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

天草市は、後期高齢者医療保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

熊本県　天草市長

公表日

令和8年9月29日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険に関する事務
②事務の概要	市では『行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）』に従い、特定個人情報を『高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）』及び熊本県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、次の事務を執り行う。 ①被保険者の資格管理に必要な住民基本情報を調達し、熊本県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）に提供し、被保険者の関連情報の供与を受ける。 ②保険料の賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を調達し、広域連合へ提供する。 ③広域連合が決定し、供与を受けた保険料額を基に、市では納付方法及び期割額を決定し、保険料額決定通知書（納付書）を被保険者へ送付する。 ④徴収した保険料の収納及び滞納情報を管理し、収納及び滞納情報を広域連合へ提供する。 ⑤熊本県国民健康保険団体連合会から供与を受けた特別徴収候補者情報を基に、特別徴収対象者を決定し、対象者の情報を熊本県国民健康保険団体連合会に提供する。 ⑥各種申請書や届出書の受付事務を行い、広域連合へ申請書等を進達し、熊本県後期高齢者医療電算処理システム（標準システム）において情報を共有する。
③システムの名称	1. 後期高齢者医療システム 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバ 4. 熊本県後期高齢者医療電算処理システム（標準システム）
2. 特定個人情報ファイル名	
（1）後期高齢者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表85の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「命令」という。）第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 ・命令第2条の表2、115,116の項 ○情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 ・命令第2条の表117の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部国保年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課　　〒863－8631　熊本県天草市東浜町8番1号 TEL　0969－23－1111　　mail:hontyo-soumu@city.amakusa.lg.jp

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部国保年金課　〒863－8631　熊本県天草市東浜町8番1号 TEL　0969－24－8854　　mail:hokennenkin@city.amakusa.lg.jp
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない（入手） []接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	天草市特定個人情報等取扱規程に基づき作成している「特定個人情報等の取扱いに関する事務マニュアル」により、特定個人情報の取得やデータ入力、保管方法等に関する主な留意点を明確化している。 　また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。 ・入力作業を行う場合には、のぞき見や書類の紛失等の情報漏えい等、申請書等に記載された情報の誤入力等に十分注意する。 ・個人番号が記載された書類及び電磁的記録媒体は、取扱区域内の施錠可能なキャビネットに保管する。 ・書類及び電磁的記録媒体については、保存期間の経過等により、保存の必要がなくなったときに、個人番号をできるだけ速やかに復元不可能な手段で削除又は廃棄する。 　これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	[　] 自己点検　[○] 内部監査　[　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　十分に行っている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**[　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	天草市特定個人情報等取扱規程及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、万が一、情報漏えい等の事案が発生した場合の対応について職員への周知徹底を行っている。 ・入力作業を行う場合には、のぞき見や書類の紛失等の情報漏えい等、申請書等に記載された情報の誤入力等に十分注意する。 ・個人番号が記載された書類及び電磁的記録媒体は、取扱区域内の施錠可能なキャビネットに保管する。 ・書類及び電磁的記録媒体については、保存期間の経過等により、保存の必要がなくなったときに、個人番号をできるだけ速やかに復元不可能な手段で削除又は廃棄する。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年7月29日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	国保年金課長　井上茂博	国保年金課長	事後	
平成29年7月25日	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③　システムの名称	1. 後期高齢者医療システム 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバ 4. 熊本県後期高齢者医療電算処理システム（標準システム）	1. Acrocity後期高齢者 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバ 4. 熊本県後期高齢者医療電算処理システム（標準システム）	事後	
平成29年7月25日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	国保年金課長	国保年金課長　永田 秀延	事後	
平成29年7月25日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人員 いつ時点の計数か	平成26年11月30日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	
平成29年7月25日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年11月30日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	
平成29年7月25日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2の80・82・83の項	番号法第19条第7項及び別表第二 〇情報提供の根拠 ・別表第二 80、83の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号）第43条第1項第1号から第11号〔別表第二 80の項〕 ・83の項に係る主務省令は未発出 〇情報照会の根拠 ・別表第二 82の項 ・82の項に係る主務省令は未発出	事後	
平成30年8月31日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	国保年金課長　永田 秀延	課長	事後	
平成30年8月31日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人員 いつ時点の計数か	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月31日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人員 いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅳリスク対策		項目追加	事後	
令和1年7月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人員 いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
令和1年7月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
令和1年7月1日	Ⅳリスク対策		項目追加	事後	
令和2年7月7日	Ⅰ　関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡先	TEL　0969-23-1111	TEL　0969-24-8802	事後	
令和2年7月7日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	
令和2年7月7日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	
令和3年7月20日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	
令和3年7月20日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	
令和3年11月5日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項及び別表第二 （略）	番号法第19条第8項及び別表第二 （略）	事後	番号法改正に伴う引用条項ずれの修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月9日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	
令和4年11月9日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	
令和6年3月21日	Ⅰ　関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8項及び別表第二 〇情報提供の根拠 ・別表第二 80、83の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号）第43条第1項第1号から第11号〔別表第二 80の項〕 ・83の項に係る主務省令は未発出 〇情報照会の根拠 ・別表第二 82の項 ・82の項に係る主務省令は未発出	番号法第19条第8号及び別表第二 〇情報提供の根拠 ・別表第二 80、83の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号）第43条第1項〔別表第二 80の項〕 ・83の項に係る主務省令は未発出 〇情報照会の根拠 ・別表第二 82の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号）第43条の2の2〔別表第二 82の項〕	事後	
令和6年3月21日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	
令和6年3月21日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	
令和6年11月20日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	
令和6年11月20日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	
令和6年11月20日	Ⅳリスク対策 8　人手を介させる作業		追加項目	事後	様式改正による変更
令和6年11月20日	Ⅳリスク対策 11　最も優先度が高いと考えられる対策		追加項目	事後	様式改正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月20日	Ⅰ　関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項及び別表第一の59の項	番号法第9条第1項及び別表85の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「命令」という。）第46条	事後	
令和6年11月20日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 〇情報提供の根拠 ・別表第二 80、83の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号）第43条第1項〔別表第二 80の項〕 ・83の項に係る主務省令は未発出 〇情報照会の根拠 ・別表第二　82の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号）第43条の2の2〔別表第二 82の項〕	〇情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 ・命令第2条の表2、115,116の項 〇情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 ・命令第2条の表117の項	事後	
令和6年11月20日	Ⅰ関連情報 9.規則第9条第2項の適用		項目の追加	事後	様式改正による変更
令和8年9月1日	Ⅱ　1. 対象人数	令和7年4月1日　時点	令和8年4月1日　時点	事後	時点修正
令和8年9月1日	Ⅱ　2. 取扱者数	令和7年4月1日　時点	令和8年4月1日　時点	事後	時点修正